

議案第 4 8 号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成19年 9 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1 4 1条第 2 項中「、第36項又は第37項」を「又は第36項から第38項まで」に改める。

附則第36条中「若しくは第55項」を「、第55項若しくは第57項」に、「第37項」を「第36項から第38項まで」に改める。

附 則

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。